

鳥取県告示第 808 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
株式会社メディコーとっとり 代表取締役 池成福巳	鳥取市末広温泉町566	居宅介護支援事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目118	平成19年8月31日